News Release

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

平成 28 年 5 月 10 日

中小企業庁

大分県内の一部地域の小規模事業者について、小規模事業者持続化補助金の公募期間を延長します

中小企業庁は、平成 27 年度補正予算で実施する「小規模事業者持続化補助金」について、平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、大分県の一部地域の小規模事業者についても公募期間を延長します。

1. 概要

中小企業庁では、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が、商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助しています。

平成 28 年 2 月 26 日から 5 月 13 日まで公募を行っているところ、平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震に伴い、災害救助法適用地域の小規模事業者について、公募期間を延長しました。

今回、大分県内関係団体等からの要望を踏まえ、大分県の一部地域（別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町）、由布市、九重町及び玖珠町）の小規模事業者についても公募期間を延長することとしました。

2. 公募終了日

災害救助法適用地域、大分県別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町）、由布市、九重町及び玖珠町の小規模事業者	： 被災地域の被害状況を踏まえ、改めて決定します。
上記以外の地域の小規模事業者	： 平成 28 年 5 月 13 日（金）

3. 本件に関するお問い合わせ先（事業実施機関）

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方
全国商工会連合会
http://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=3224

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方
日本商工会議所　小規模事業者持続化補助金事務局
http://h27.jizokukahojokin.info/
※お問い合わせ受付けは、月曜日～金曜日（祝日を除く。）
9:30～12:00、13:00～17:30 とさせていただきます。

（本発表資料のお問い合わせ先）
中小企業庁　小規模企業振興課長　苗村
担当者：楠木、木村、入口、酢谷
電　話：03-3501-1511（内線　5382）
03-3501-2036（直通）
03-3501-6989（FAX）